

# 資料3-3 安全装置の分類と審査方法について（案・まとめ）

	Aに分類されるもの （大臣認定の対象化）	Bに分類されるもの （告示等の審査方法を明確化）	Cに分類されるもの （当面は現行の運用を継続）	
			政令により規定	告示により規定
戸開走行保護装置	全ての戸開走行保護装置 （認定による審査が必要であることを明確化）	（告示による審査ルートを廃止）	—	
調速機 非常止め装置 緩衝器	状態検知又は駆動・制動装置の起動をマイコン演算で行う装置 （業務方法書の内容を明確化）	一般的な調速機・非常止め装置・緩衝器 （告示内容等を明確化すると共に型式・評価書の活用を検討）	—	
ファイナルリミットスイッチ 保守点検スイッチ 頂部／ピット安全確保スイッチ	装置の起動をマイコン演算で行う装置 （業務方法書の内容を明確化）	装置の起動を機械的な単純スイッチで行う装置 （告示内容を明確化）	—	
リミットスイッチ 調節装置（ドアスイッチ）	—	—		リミットスイッチ 調節装置
地震時管制運転装置	—	—		地震時管制運転装置
床合わせ補正装置	—	—		床合わせ補正装置
過荷重検知装置	—	—	過荷重検知装置	
非常連絡装置	—	—	非常用連絡装置	
停電灯	—	—	停電灯	

・ 現行のままで対応可能なものは青    ・ 新たな運用方針を整理すべきものは赤